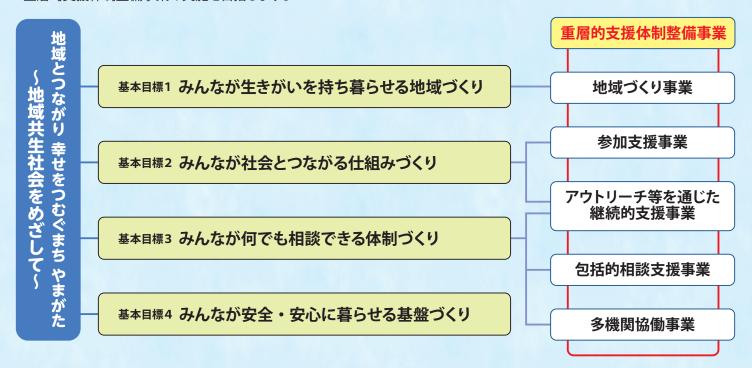
重層的支援体制整備事業との関係

国では、令和2年6月に社会福祉法を改正し、「地域共生社会」の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した福祉課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「地域づくりに向けた支援」、「参加支援」、「相談支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を新たに創設しました。本計画を推進するためには、世代や属性を問わない包括的な支援体制の構築が必要であるため、基本目標1~3については、重層的支援体制整備事業の取組に沿ったものとし、山形市は、重層的支援体制整備事業の実施を目指します。



計画の推進と評価

- ●地域住民を始め、町内会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉協力員、福祉事業者、NPO団体、ボランティア団体、企業、学校など、地域にある様々な主体と行政が連携・協働して取り組むことが必要です。それぞれの主体が自らの役割を確認し、地域とつながり、連携した取組を推進します。
- ●計画の進捗管理については、庁内にてPDCAサイクルを活用し、計画の実行、評価、改善、次期計画の策定へとつなげていきます。計画の評価については、山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会にて令和5年度に中間評価を、令和7年度に最終評価を行います。

SDGs との関連

SDGsの「誰ひとり取り残さない」社会の実現という理念は、地域共生社会の実現とも密接に関係するため、本計画の推進により、地域福祉と関連の深いSDGsの下記ゴールの達成に貢献することを目指します。



















第3次山形市地域福祉計画 概要版 山形市福祉推進部生活福祉課

電話 023-641-1212 (内線 595)

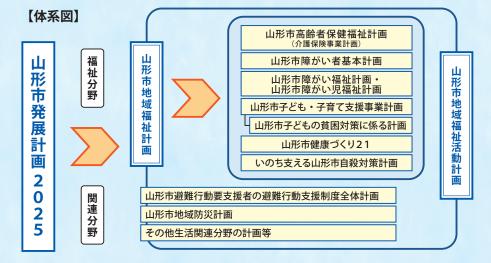
計画策定の背景と趣旨

高齢化の進展や人口減少といった社会構造の変化により、地域住民が抱える生活課題は複雑化・複合化の一途をたどっています。高齢、障がい、子育て、生活困窮など一つの分野では解決が難しい問題や、制度の狭間にあり従来の体制では対応が困難な問題が増加しています。こうした課題に対応するためには、地域で暮らす全ての人がつながり、支え合いながら暮らすことができる包括的な支援体制の構築が重要になります。

山形市では、これまで取り組んできた「我が事・丸ごと」の地域づくりや様々な地域課題の解決に向けた取組を更に推進し、地域住民が相互に人格と個性を尊重しながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指すため、第3次山形市地域福祉計画を策定しました。

計画の位置づけ

- ■社会福祉法第107条に規定する市 町村地域福祉計画になります。
- ●「山形市発展計画2025」を上位計画とし、地域における高齢者、障がい者、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の上位計画として位置づけられます。
- ●福祉分野以外の関連分野の各種計画や山形市社会福祉協議会が策定する「山形市地域福祉活動計画」とも連携します。



計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年

現状と課題

【現状と課題】

- ●第2次計画策定時の平成28年から令和2年度までの5年間で人口が5,000人以上減少しています。
- ●第2次計画策定時の平成28年から令和2年度までの5年間で単身高齢者の増加や核家族化の進行が見られます。
- ●災害時に支援が必要な避難行動要支援者数が年々増加している一方、個別計画の作成が進んでいない状況です。
- ●町内会・自治会などの地域自治活動への参加が多い一方、参加していない住民も多くいます。
- ●町内会や自治会の役員や民生委員・児童委員など、地域で福祉活動を行う担い手が不足しています。
- ●住民によって地域福祉に対する意識に差があり、関心のない人は、地域の行事などにも顔を出しません。
- 福祉避難所について、高齢者のみならず障がい者も対応できる施設との連携が求められます。
- ●社会福祉施設や民間事業者などと連携を図り、利用者のニーズに応じた外出支援の在り方を検討する必要があります。
- ■福祉意識の醸成のため、地域と学校が連携して支え合い、助け合いの活動への取組が必要です。

域とつながり、幸せをつむぐまち、やまが た。一地域共生社会をめざして一











17 パートナーシップ

8



みんなが生きがいを持ち 暮らせる地域づくり

みんなが、住み慣れた地域で安心して生活するため には、一人ひとりが生きがいを持つことが必要です。 住民が地域福祉に対する意識を高め、お互いが支え、 支えられる関係をつくり、また、それぞれが地域の中 で役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向け た地域づくりを進めます。

基本的な方向性

(1) 市民意識の向上と社会参加の促進

福祉に対する意識の向上と地域活動等への参加を促

- ①福祉啓発・広報活動の充実
- ②福祉教育の推進
- ③住民参加の促進
- ④差別解消の推進

(2) 福祉の人材づくりと活躍の場づくり

福祉に携わる人材の育成と活動の場を整備します。

- ①人材の育成・確保
- ②福祉活動の場の整備・提供
- ③ボランティア活動の充実

(3) 地域における担い手づくり

地域における様々な活動を行う担い手づくりを支援 します。

- ①自治会・町内会活動の推進
- ②世代間交流の促進
- ③地域活動の周知・広報活動の充実













基本目標2

みんなが社会とつながる 仕組みづくり

みんなが、地域社会とつながり、地域の中で取り残 されることなく、生活できることが重要です。支援を 必要とする住民全てに必要な支援を届けることができ るよう、様々な分野と連携して支援する仕組みづくり を進めます。また、属性や世代を問わず気軽に交流す ることができる場の整備を進めます。

基本的な方向性

(1) 地域住民が集う場づくり

地域住民が活動できる場の整備及び充実を図ります

◆施策

- ①地域の活動拠点の充実
- ②属性や世代を問わない交流の場の整備

(2) 各分野と連携した支援づくり

福祉以外の様々な分野とも連携して支援を行う仕組 みづくりを推進します。

◆施策

- ①就労支援等の促進
- ②いのち支える取組の推進

(3) 誰にでも支援を届ける仕組みづくり

支援を必要とする人に必要な支援を届ける仕組みを つくります。

◆施策

- ①継続した支援体制の整備
- ②アウトリーチ支援の推進



基本目標3



みんなが何でも









基本目標4













みんなが安全・安心に 暮らせる基盤づくり

みんなが、日頃から支え合い、助け合いの中で災害 への取組を地域全体の課題として取り組むことが重要 です。また、地域の中でいつまでも安心して自立した 生活を送れるよう、一人ひとりの権利が守られ、ソフ ト・ハード両面において全てのひとにやさしく、安全・ 安心に暮らせる環境づくりを進めます。

基本的な方向性

(1) 災害時における支え合いの仕組みづくり

災害に備え、地域の中での支え合い、助け合う体制 づくりを日頃から推進します。

- ①災害への取組の強化
- ②避難行動要支援者対策の推進
- ③福祉避難所等の充実

(2)権利擁護の推進

高齢者や障がい者、子どもなど一人ひとりの人権が 守られる体制づくりの充実を図ります。

◆施策

- ①虐待防止の推進
- ②成年後見制度の利用促進

(3) 暮らしやすい環境づくりの推進

誰もが地域の中でみんなにやさしく、安全で安心し て暮らすことができる環境づくりを推進します。

- ①移動手段の確保・充実
- ②ユニバーサルデザインの推進
- ③居住支援の充実
- ④地域の感染症に係る取組の推進



め、各専門機関と連携した支援体制の構築を進めます。 基本的な方向性

相談できる体制づくり

地域の中で支援を必要としている人の困りごとや悩

みごとは、複雑化・複合化したものとなっており、一

つの機関での解決は困難となっています。みんなが身

近なところで、いつでも相談できる体制の充実を図る

とともに、地域の中で解決できない相談に対応するた

(1) 包括的な相談支援体制の構築

属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める体制 を構築します。

◆施策

- ①断らない相談体制の整備
- ②地域の相談支援機能の充実
- ③縦割りにならない連携体制の構築
- (2) 多機関連携によるネットワークの構築

複雑化・複合化した課題に対応するため、各支援機 関間のネットワークを構築します。

◆施策

- ①情報共有の場の整備
- ②様々な福祉機関への支援